

書評

『図書館と著作権』

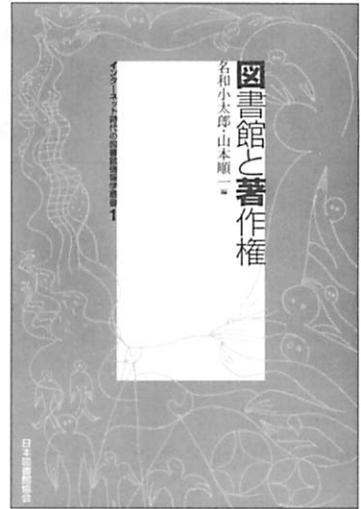
(インターネット時代の図書館情報学叢書1)

名和小太郎、山本順一／編著

東京 日本図書館協会

2005年10月23日発行

B6版 238p 定価 1,700円



「遵法精神旺盛な者ほど苦しむざるを得ない制度」と本書中にも嘆かれているように、著作権法はやっかいな法制度である。そもそも、第二条の著作物の定義からしておかしい。条文通りだと、自然科学分野の「学術」論文も「思想又は感情を創作的に表現」した作品になってしまう。とはいえ、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与する（第一条）」著作権法制度から、図書館が退いているわけにはいかない。

そうした中で、まずは現状を整理し課題を提供するために、本書が上梓された。名和小太郎先生の端正な著作権法俯瞰から始まって、国会図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、障害者図書館、病院図書館、企業内図書室から斯界第一人者による報告、終章の動向と展望まで、1冊の叢書の中に要領よく収まっている。病院図書館の立場から文化庁を二度も訪れた私としては、他の図書館からの報告が勉強になった。なかでも、第11章「権利者の意見」は特に興味深く読ませていただいた。ネット上で出版社や著作権者が「たたかれ」ていることに同情は禁じ得ないが、著作権法第30条「私的使用」や第31条「図書館などでの複製」をめぐる図書館側との解釈のあまりの隔たりを見ると、故無しともいえないのではないだろうか。そのあたりのことを、第12章で山本順一氏が「擬制から出発した財産権の肥大、強大化」と著作権濫用の法理として問題提起されている。

個々に目を移すと、何はともあれ第8章の病院図書館が関係者には読みどころだろう。熱心な熊谷智恵子氏と首藤佳子氏によって、病院図書館そのものの紹介と著作権法との関係が手堅くまとめてあり、医療界の内外へいい意味での宣伝効果が期待される。惜しむらくは、病院図書室研究会の他に類を見ないユニークな著作権法解釈をもう少し詳しくわかりやすく紹介して欲しかった。一方、著作権の親類スジにあたる公貸権が「一筋縄ではいかないシロモノ」であることの所以や、同じ貸与でも営利目的の rental と非営利目的の lending の区別による貸与権の発生など、新たに学ぶことも多かった。

細かいことながら、「比較衡量を放棄」などの難解な用法や、一部に散見した「この国」のような紛らわしい表現には違和感を覚えた。また、シリアルクライシスが叫ばれ学術情報の流通が危機的状況にある中で、SPARC、BioMed Central、PLoS などにみるオープンアーカイブをもっと積極的に強調してもよかったのではないだろうか。本書が「インターネット時代の」と銘打たれた叢書の1冊目にあたることから、今後に期待したい。

(小田中徹也／京都医療センター図書館)